

## 令和4年5月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月26日(木) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

| 職名    | 議席番号 | 氏名    | 職名 | 議席番号 | 氏名     |
|-------|------|-------|----|------|--------|
| 会長    | 4番   | 脇田 峰生 | 委員 | 8番   | 杉 為昭   |
| 職務代理者 | 5番   | 日笠山 隆 | 委員 | 9番   | 河本 アツミ |
| 委員    | 1番   | 日高 仙三 | 委員 | 10番  | 牛越 紀幸  |
| 委員    | 2番   | 中村 裕臣 | 委員 | 11番  | 岩本 延男  |
| 委員    | 3番   | 中村 逸夫 | 委員 | 12番  | 中村 正幸  |
| 委員    | 6番   | 鮫島 繁樹 | 委員 | 13番  | 日笠山 昭代 |
| 委員    | 7番   | 深田 広文 | 委員 | 14番  | 坂本 江里子 |

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第5号 合意解約等について
- 第 3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第21号 農地法第4条の規定による許可について
- 第 5 議案第22号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 6 議案第23号 農業振興地域計画変更(除外)に係る意見について
- 第 7 議案第24号 非農地証明について
- 第 8 議案第25号 あっせんについて
- 第 9 議案第26号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第10 議案第27号 最適化活動の目標設定について

## ○事務局

おはようございます。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和4年5月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、会長に御挨拶いただき、そのあと、議事進行をお願いいたします。

## ○会長

おはようございます。

令和4年5月、西之表市農業委員会定例総会の御案内いたしましたところ、委員の皆様には、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、そろそろ梅雨入りの時期ということですが、なかなか天気予報も当たらず、雨のつもりで段取りをしていたら晴れたりして、空を見ながらのサトウキビの手入れやイモの植え付け作業など農家としては大変な時期です。

また、来週にかけまして、市、JA、その他関係機関で組織される技連会におきまして、サトウキビ・サツマイモ作付面積実態調査が行われる予定です。畑に耕作者が札を立てますので、誰が耕作しているかが分かります。利用状況調査の参考にさせていただければと思います。

また、いまだに新型コロナなかなか収まらないところで、今後とも、手洗い、うがい、マスク着用など感染予防をお願いいたします。

それと昨日、一昨日と子牛の競りが行われましたけれども、だんだん価格も下がってきていまして、80万、90万円という牛が何頭かおりましたけれども、時期的なものかもしれませんが、かなり価格が下がってきています。いろんな影響かと思えますけれども頑張っていたきたいと思えます。

## ○議長

それでは、本日の会議を開きます。本日の日程は配付しております議事日程のとおりであります。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

9番 河本委員、10番 牛越委員を指名いたします。

## ○議長

続きまして日程第2、報告第5号「合意解約等について」です。事務局の報告を求めます。

## ○事務局

日程第2、報告第5号「合意解約等について」を説明いたします。

今月の合意解約は、1番から2番の2件で、現況地目、畑の4筆、合計面積9,064平米の合意解約がありました。

以上で説明終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

議案説明の前に「整理番号4」は、9番委員の配偶者が利用権設定を受ける者

になっております。

農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、9番委員は、議事に参与できません。従いまして、議事の進行上「農地法第3条の規定による許可について」のうち、「整理番号4」を先に審議をし、その後、残りを審議したいと思います。ご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

### ○議長

それでは、まず、議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」の議案説明を全部通してお願いします。

### ○事務局

日程第3、議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は、2ページから3ページです。

今月は所有権移転3件、使用貸借権2件の合計5件の申請がありました。

1番です。上西横山地区です。現況地目、畑の1筆で現況面積845平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。これも同じく上西横山地区です。現況地目、畑の1筆で、現況面積558平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。これも同じく上西横山地区です。現況地目、畑の1筆で現況面積247平米を売買により、所有権移転するものです。

4番です。国上地区です。現況地目、畑の1筆で、現況面積914平米を使用貸借により、5年間借り受けるものです。

5番です。国上地区です。現況地目、畑の1筆で現況面積4,349平米を使用貸借により、5年間借り受けるものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

それでは、「整理番号4」におきましては、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」ということで、9番委員の退室を求めます。

( 9番委員退室 )

### ○議長

「整理番号4」について、3番委員報告をお願いします。

### ○3番委員

3番です。「整理番号4」について報告します。

5月22日に借り人立会いのもと担当推進委員と現地調査を行いました。

現地は、国上中央公民館から東へ1キロほどいった場所で小高いところにありました。1年ぐらい前に中山間事業で農地整備された農地です。既にサトウキビが作付けされておりました。

借り人は、地域では指導的なリーダーで、いろいろな作物に熱心に取り組んでいる農家です。農業機械も一式揃っており、申し分ありません。

また、貸し人は、西之表市在住の土地持ち非農家で、借り人とは親戚関係であります。貸し人とは、電話にて確認をしております。以上で報告を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局、担当委員から報告がありました。この件について、皆さんのほうから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

( 挙手なし )

## ○議長

無いようですので、質疑を終了しまして議案第20号、「整理番号4」の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

## ○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、議案第20号、「整理番号4」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

9番委員の入室をお願いします。

( 9番委員入室 )

## ○議長

それでは次に同議案第20号のうち、「整理番号4」以外について、担当委員の報告をお願いします。

整理番号1から3までが私の担当となっておりますので、報告します。

## ○4番委員

4番です。5月21日、13時30分から担当推進委員、譲渡人、譲受人立会いのもとで現地を確認しました。整理番号1から3ですけれども、譲受人が、3件とも一緒ということで、まとめて報告をさせていただきます。1番、2番の譲渡人ですが、1番は2番の父親になります。2番が1番の息子さんになります。整理番号3のほうは、土地持ち非農家です。また、整理番号3のほうですけれども、電話で申請が間違いないか確認をとりました。

現況としては、収穫が全て済んで、今、ロータリー耕が終了して、きれいになっています。

譲受人は、中種子町に40メートルぐらいのハウスを持っておりまして、そこに時計草を作っております。中種子町まで通っていくことが非常に大変ということで、ここを探して同意を得られました。ここに、中種子町にある40メートルのハウスを移設して時計草を植えるとのことでした。

以上です。

## ○議長

それでは整理番号5番の報告をお願いします。3番委員をお願いします。

## ○3番委員

3番です。5番の説明をいたします。5番は、貸し人が、先ほどの4番と同一でございます。

現地は、国上中央公民館の南側に位置する場所で100メートルほど道路を行ったところでは、この地域では、南に面した日当たりの良い農地ではないかと思えます。

借り人は、国上在住で、先月も桜園で農地を借りました。現在は団体職員で働いております。将来のことを見据えて、農地を探していましたが、今回、近くにこの農地を紹介されて大変喜んでおりました。キビを秋に植える予定だそうです。

貸し人には電話にて確認をしております。

以上、確認の結果、許可相当と考えます。どうぞよろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから説明報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

#### ○推進委員

1番から3番ですが、この売却の金額と面積ですが、場所的な問題で金額が高かったのか、お伺いしたい。

#### ○4番委員

4番です。担当としては、価格が高かったので本人にも確認しましたが、譲渡人と譲受人の間でその価格で合意がなされておりました。

事務局で補足があればお願いします。

#### ○事務局

この場所というのが、譲受人の雑種地の隣にあります。また、道沿いでもありますので、そこら辺で譲渡人との交渉で値段がこういう形になったという話でございました。譲受人が欲しいということで、土地の所有者に話を持ちかけたということでございます。金額については、ちょっと高めですけれども、そういう理由で成立しているということでございました。

#### ○4番委員

4番です。基盤整備のなされている所でも30万円台、40万円台ってなっていますけれども、譲渡人と譲受人の間での交渉でこの金額になったようです。

今、事務局から説明がありましたように、すぐ隣に自分の雑種地がありまして、作業するにも何にしても、便利がいいということで、お願いをしてこの価格でということになったようでございます。

#### ○議長

ほかに。

#### ○13番委員

13番です。譲受人の主な作物とそれからこの3か所に何を作るのかもう1回教えてください。

#### ○4番委員

4番です。この方は中種子町に、自分の農地を所有しておりまして、そこに長さ40メートルのハウスでパッションフルーツ、時計草を作っているということです。先ほど説明したように、朝早く交配をするために中種子町まで通って行くのは大変ということでした。たまたま自分の持っている雑種地の隣に今回の土地があつて、それを購入して、そこに中種子町の施設を移設して、時計草を作るといことです。土地の全体の長さが60メートルから70メートルぐらいですの

で、そこに、40メートルのハウスを移設して時計草を作るということです。

**○議長**

ほかにありませんか。

( 挙手なし )

**○議長**

無いようですので、議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」の「整理番号4」以外についての採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**○議長**

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、許可することに決定いたしました。

**○議長**

続きまして日程第4、議案第21号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。議案説明をお願いいたします。

**○事務局**

日程第4、議案第21号「農地法第4条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページです。

1番です。榕城牧之峰地区です。

現況地目畑が1筆で、面積2,343平米を山林に転用するものです。申請理由はシイタケ栽培の原木となるクヌギを植林したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は山林で、住宅、畜舎等の建物や農地はなく、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されております。

なお、事後転用であり、顛末書を提出いただいております。

2番です。下西上石寺地区です。

現況地目田が1筆で、面積292平米を雑種地に転用するものです。

申請理由としまして、水田として利用してきましたが、水の確保など、利用が困難となってきたことから、運動場として整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されておることから、転用による周囲への被害はないと思われれます。

なお、この件につきましても、事後転用であり、顛末書の提出をいただいております。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただいま事務局のほうから説明がありました。

この件につきましては、12日に合同の現地調査が行われております。  
調査委員長の報告をお願いいたします。

#### ○6番委員

6番です。「農地法第4条の規程による許可について」2件説明いたします。  
まず、整理番号1について報告いたします。

5月12日9時20分、本人立会いのもと、調査員2名、担当委員1名、事務局2名、計5名で調査を行いました。

本人も高齢であり、農作物への鹿の害もひどいということで、シイタケ栽培の原木となるクヌギを植えたということです。

本人は農地を農地以外にする場合に転用許可が必要だということを知らずに、2月頃に植栽したそうです。

現在150本から200本ぐらい植え付けられていました。

顛末書を添えて、今回の事後転用の申請になったようでございます。

以後このようなことがないようにしますということです。皆様の御審議をお願いいたします。

次に整理番号2について説明いたします。

5月12日10時、代理人立会いのもと、調査委員2名、担当委員2名、事務局2名、計6名で調査を行いました。

当地はもともと水田でありましたが、水の確保が難しくなり、さらに見通しが悪くごみの不法投棄等もあり、平成29年頃に、1メートルくらいかさ上げして、整地をし、現在運動場として使用しているということでした。

本人は転用許可が必要であるということを知らずに転用しており、最近許可が必要であることを認識したことから、事後の追認の転用申請をしたとのことでした。この土をもとに戻すのは困難かなと思うところでございます。

本人も顛末書を添付して申請しています。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

#### ○4番委員

4番です。ここは、推進委員が「何か植えているよ」ってことで、最初見たときはヒサカキかと思っていたのですが、クヌギだということで転用が必要ではないかということで申請してもらいました。

ここは、いろんな作物を作ったそうですけれども、もともと水が湧いて、あんまり結果が良かったということです。今言うように、本人は転用申請が必要だとは知らなかったということです。ご審議方よろしくお願いします。

#### ○議長

続きまして、整理番号2です。2番委員お願いします。

#### ○2番委員

2番です。ここにつきましても、4年から5年前ぐらいだったんですけど、皆さんご存じのように国道沿いの場所で皆さんも通ったこともあると思います。

水田を作らなくなってから、ごみのポイ捨て、不法投棄が多くなって、それを解消したいということもあり、自分の前担当の委員に相談もしていたのですが、本人は担当委員に任せて申請をしたつもりで、担当委員は本人が申請すると思っただけで、どうもくい違いがあつて、申請がされていなかったようでした。前担当委員にも電話で報告をしたところ、そういう経緯があつたというのを確認しました。「皆さんにご迷惑をおかけして申し訳なかった。」とお詫びしていました。あとは調査委員長の報告通りです。以上です。

**○議長**

ありがとうございます。

ただいま担当委員のほうから、報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

**○8番委員**

8番です。整理番号2の運動場は、個人としての運動場なのか、それとも地域が活用する場としての運動場として整備をしているのか。そこを先に教えてください。

**○事務局**

お答えします。本人によりますと、孫や自分たちのちょっとした体を動かすのがメインであるというんですが、地域の方にも開放して、一緒に体を動かすことをしているという話を伺っております。

**○8番委員**

どうも意図的に埋め立てて、整備をして、転用をして、あとは皆さんご想像のとおり住宅っていう流れになっていくような感じがいたします。

そもそもごみの不法投棄は防ごうと思えば幾らでも防げるわけで、田んぼをわざわざ、お金をかけてこれだけ盛土をして、埋め立てて運動場っていうのも、どうかなって思います。これをどうしようっていうことにはならないでしょうけど、そこら辺ももっともっと注意深く、皆さんの意識を浸透しなければいけないのではないかと思います。1番目のクヌギの畑の問題にしてもやはり、農地の転用については認識がまだまだ足りてないと。これも去年、一昨年もこういう話をさせていただいたのですけれども、推進委員、農業委員の認識不足、周知不足もあるのではないかなということでもあります。そこら辺をまた徹底していただくように確認をしていただいて、進めていってほしいなというふうに思います。以上です。

**○議長**

ほかに。

( 挙手なし )

**○議長**

無いようですので、それでは議案第21号「農地法第4条の規定による許可について」の採決をします。原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

**○議長**



ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

また、8番委員が言ったように、違反転用にならないように農地パトロールをしていただいて、少しでもおかしいところがあったら事務局に確認を取っていただきますようお願いします。

#### ○議長

続きまして日程第5、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第5、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は5ページになります。

1番です。榕城上之原地区です。

現況地目畑が1筆で、面積496平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、借家住まいであることから、申請地に住居を建築したいとのことです。

土地の条件としましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達につきましては、融資証明書により、確認がとれております。

続きまして、2番です。下西上石寺地区です。

現況地目、畑が1筆で、面積611平米を雑種地に転用するものです。

申請理由としましては、共同住宅の建築に伴い、申請地に入居者用の駐車場を整備したいとのことです。

土地の条件につきましては、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当するものと判断されます。

周辺は宅地、畑、山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達につきましては、残高証明書により確認がとれております。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましても、12日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

#### ○6番委員

はい、6番です。

「農地法第5条の規程による許可について」2件説明をいたします。

整理番号1番です。5月12日9時40分、譲受人の父親及び代理人立会いのもと、調査員2名、担当委員2名、事務局2名、計6名で調査を行いました。

申請人は、借家住まいのため、自分の家を建てたいということで、今回の申請になった様でございます。

譲受人は、JAに勤務していて、資金力にも何ら問題ないと思います。

申請地も、父親の土地であり、地目変更の登記完了までスムーズに進んでいくものと考えます。

よって、許可相当と委員の意見の一致を見たところ です。

整理番号2について報告します。

5月12日10時20分、代理人立会いのもと、調査委員2名、担当委員2名、事務局2名、計6名で調査を行いました。

申請地の隣に、4階建ての共同住宅を建築することに伴い、駐車場が必要だということで、転用申請をするものです。申請地には、2、3年前にキビを作っていたようですが、現在は耕作されておらず、そのままキビが生えていました。近隣への影響もなく、雨水についても、浸透枡を2か所作って地下に自然浸透させるとのことです。許可相当と委員の意見の一致を見たところ です。

皆様の御審議をお願いします。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。

この件につきまして担当委員のほうから補足説明をお願いします。

整理番号1について、5番委員をお願いします。

#### ○5番委員

5番です。整理番号1について、補足ではありますが、本人は39歳でJAに勤務しており、中種子に勤務していましたが、今回西之表に異動となり、これを機に西之表に住宅を建てたいとのことでした。許可相当と思いますので、皆さんよろしくをお願いします。

整理番号2を2番委員をお願いします。

#### ○2番委員

2番です。この土地につきましては、もともとは建設業者の跡地で、畑ではなかったのですが、5、6年前からキビを作って現況は畑になっていることから、5条の申請を行うということ です。そのほかは調査委員長の報告のとおりです。以上です。

#### ○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、議案第22号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

### ○議長

続きまして日程第6、議案第23号「農業振興地域計画変更（除外）に係る意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

### ○事務局

日程第6、議案第23号「農業振興地域計画変更（除外）に係る意見について」を説明いたします。資料は6ページになります。

1番です。申請地は、伊関沖ヶ浜田地区です。

現況地目、山林が1筆、原野が1筆で、合計面積7,743平米です。

申請理由につきましては、風力発電管理施設を建設したいとのことです。

当該地は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内で、登記地目及び現況地目は山林原野となっておりますが、用途区分は、山林原野及び農地となっており、農用地区域から除外を行おうとするものです。

周辺は、山林、道路、畑があるものの、風力発電施設、風車設置であることから、日照や風通しなどの、周囲への影響はないと思われま

2番です。申請地は、中割生姜山地区です。

現況地目、原野が1筆で、面積5,470平米です。

申請理由につきましては、太陽光発電施設を設置したいとのことです。

当該地は、農振地域整備計画に指定されている農振農用地区域内で、登記地目は山林、現況地目は原野となっておりますが、用途区分は農地となっており、農用地区域から除外を行おうとするものです。

周辺は、山林、道路、畑があるものの、太陽光発電施設ソーラーパネル設置であることから、日照や風通しなどの周囲への影響はないと思われま

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましても、合同現地調査が行われておりますので、委員長の報告をお願いします。

### ○6番委員

はい、6番です。農業振興地域計画変更（除外）の申請2件を説明いたします。

まず、整理番号1番です。5月12日8時40分、申請人の社員立会いのもと、農林水産課1名、調査委員2名、事務局2名、計5名で調査を行いました。

当申請地は、一部農業振興地域に入っているということで、今回の農振除外申請となったようです。

当地はほとんど山林であり、風力発電機を2基立てるということです。それに伴う管理用道路も新設したいそうです。風力発電機は、高さ70メートル最大に羽を広げたときが120メートルになるそうです。2基で670世帯分の電力を賄うとのことです。申請地周辺には人家も無く、周りへの影響もないと考えま

す。許可相当と意見の一致をみたところですので、ご審議をよろしく申し上げます。

整理番号2番です。5月12日11時20分、申請人立会いのもと、農林水産課

2名、調査委員2名、担当委員2名、事務局2名の計8名で調査を行いました。

当地は、現況原野になっておりましたが、2年前まで安納イモが作付けされていたそうです。基腐病の影響で、現在は耕作されていません。今回、民間の会社が496ワットの太陽光発電施設を設置したいということでしたが、当地が農振地域に入っているため、今回の農振除外申請になったとのことでした。

特に周りへの影響も考えにくく、特に問題はないということで委員の意見の一致をみたところでした。皆さんの御審議をよろしくお願いします。

### ○議長

ありがとうございました。

ただ今、調査委員長から報告がありました。この件につきまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

番号1について8番委員をお願いします。

### ○8番委員

はい、8番委員です。

担当委員として現地調査には調査委員長とは別日に行かせていただきました。

申請地は、横山から伊関方面に向かう農免道の、あっぱ〜らんど入り口を、もつと伊関方面に進みまして、右手に建設会社の資材置場があり、もうちょっと登っていったところの左にも同じ建設会社の資材置場があるんですけども、その近辺の右と左、両サイドになります。

事務局のほうから説明を受けたところによりますと、地域が沖ヶ浜田だということで沖ヶ浜田地域の方々にも概要説明を企業の方がされて、沖ヶ浜田地域の方からは異論がなかったというふうに伺っております。

農業委員会に上がってきた申請としては許可相当ではないかというふうに思いますけれども、風力発電ということで西之表において、多分この規模だと種子島で初の風力発電ということで、他地域では、景観を損なうとか、そういういろいろな問題もあるということをお伺いしております。様々な面で農業委員会とは関係ないのでしょうけれども、問題も出てくるのではないかなというふうな危惧をいたします。

委員会に出てきた申請内容に関しては、許可相当だというふうに思いますけれども、今後、問題が出てくるかもしれないということを皆さんが頭の中に入れていてくれば、助かります。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。それでは整理番号2について、11番委員をお願いします。

### ○11番委員

11番です。12日に申請者の社員の方と農林水産課も含めて9名で現地調査を行いました。基腐病の被害もあつたり、鹿の被害もかなり多かつたりということもありまして、耕作ができないということです。場所は中割、鴻之峯小学校から、立山方面に向かう途中の道路の左側です。

会社も種子島の中で、もう5か所ぐらい太陽光発電をしているということでもあります。全員で許可相当という意見がありました。委員の皆さんの審議をよろしく

くお願いします。

#### ○議長

ありがとうございました。ただ今担当委員から説明がありました。

この件について皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

#### ○8番委員

整理番号2についてちょっとお伺いをしますけれども、この太陽光発電は様々な問題があつて、静岡の太陽光発電による盛土による崖崩れで尊い命が奪われたとか、そういう問題も色々あつて、1番危惧されるのがもともとこの土地は、山林ということでその削った山の土をどこに持っていったのか。もし、この山を削った土がその畑の周りの向こう側ですが、僕も近くに畑を借りていますから分かりますけれども、崖になっているのですけれども、そこに盛土をしているのではないとか、そういうこともちょっと危惧されて、行く行くはそこが、崖崩れになって、自然破壊に向かつていく可能性もあるので、この畑だけのことで済みますのか、それとも、畑を囲むその山の周辺も関係してくるのかってということもちょっと危惧するところなのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

#### ○事務局

現地確認をしたところ、切土した分に関しては、先の方に、盛土をして使っているということはしてなかったです。

#### ○推進委員

あの私は、もともとその近く、近くといっても2、3キロ先なのですけれども、そこに住んでいまして、ずっと、先方の状況を、日頃見ている人間なのですが、奥のほうに見える丘みたいになっているところは、もともとああいう地形で、そこを最大で2メートルぐらいかな、削って、手前のほうの若干凸凹になっていたところを整地したということなので、その辺りに盛土したというような状況の場所ではないです。

そして、ご覧のとおり、比較的その近辺が平たんなところで、畑を開くに当たっても、ほぼ整地をしたというぐらいの状況です。

#### ○事務局

すいません、事務局としても、今後、現地調査に行った際には、そこら辺も含めて確認をしていきたいと考えます。よろしくをお願いします。

#### ○議長

ほかにありませんか。

#### ○推進委員

整理番号1番ですけれども、緊急に声がかかって現場に行ったんですけれども、最初、何のことかわかりませんでした。ただ、事前に地域住民に説明がなされたようです。

そのときにどうして、担当地域の農業委員、推進委員の2人が出会を求められなかったのかという思いが湧いてきました。また、風力発電ですので、そこから出る騒音、そういう問題等もあろうかと思えます。申請に至るまで、まだまだこの件については説明をなされるべきではないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○推進委員**

そしたらその土台は、標高は何メートルですか。建てる場所の標高はどのくらいですか。場所の標高は何メートルくらいですか。

**○事務局**

すみません。資料を持ち合わせておりませんので、標高は分かりません。

**○推進委員**

施設への侵入防止で柵とかはするんですか。

**○事務局**

農振地域の除外は、農林水産課への申請で、農業委員会は除外することについての意見の聴取ですので、詳細についてはわかりません。

**○議長**

心配されるようですが、当然、柵をするのでしようけれども、許可をする際はそういうところも踏まえてお願いします。

**○議長**

意見も大体出尽くしたようですので、採決を行いたいと思います。

それでは第23号、「農業振興地域計画変更(除外)に係る意見について」の採決を行います。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

**○議長**

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

**○議長**

それでは続きまして日程第7、議案第24号「非農地証明について」を議題とします。議案説明を求めます。

**○事務局**

日程第7、議案第24号「非農地証明について」を説明いたします。資料は7ページです。

1番です。住吉深川地区です。台帳地目は畑ですが、昭和54年10月頃から耕作せず、現在は、雑種地となっております。交付基準2に基づいた申請です。

もともと、深川集落で運営していた水道施設、水道用地となっていた跡になっております。以上で説明を終わります。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。この件につきましても12日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

**○6番委員**

はい、「非農地証明について」整理番号1について報告いたします。

5月12日、10時40分、案内人立会いのもと、調査員2名、担当委員2名、事務局2名、計6名で調査を行いました。

当申請地は昭和54年頃から耕作せず、集落の水道用地として使用していたそうです。

この度、市の水道が通ったことで、この地を使用しなくなったために雑種地に戻っていました。

申請地は、面積も小さく、作物を作るのに向いてないということで今回の申請になったようです。

交付基準2に基づく申請で、許可相当と委員の意見の一致を見ました。よろしくお願いいたします。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。ただ今、調査委員長から報告がありました。この件について、担当委員からの補足説明がありましたらお願いします。番号1について13番委員お願いします。

**○13番委員**

13番です。委員長の報告通り、今後の利用を考えたときにも、妥当かと考えます。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。ただ今、担当委員から報告がありました。この件について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

( 挙手なし )

**○議長**

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第24号「非農地証明について」の採決をします。原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

**○議長**

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

**○議長**

続きまして、日程第8 議案第25号「あっせんについて」を議題といたします。議案の説明を求めます。

**○事務局**

日程第8議案第25号「あっせんについて」を説明します。資料は8ページです。

1番です。「売りたい」の申出です。場所は、立山御牧地区です。地代は、買手が見つかった際に協議の上、決定したいとのことです。

あっせん委員につきましては、10番、牛越委員と11番、岩本委員にお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明について、何かありましたらお願いいたします。

**○8番委員**

買手が見つかったら協議したいって、金額が決まってないのに、買うってい

う人がいるのだろうかというのがあります。これで大丈夫なのですか。

### ○事務局

所有者の代理の方が申請こられたのですけれども、その際、標準額でという話でした。そのあと本人に確認しましたら、金額的には、基本は標準額でいいということで、決まったあと、詳細についてももう一回、当事者同士でもよく話をしたいということでした。

表現が悪かったですけれども基本的に標準額でお願いしたいということです。今大体、反当たり30万円ぐらいです。

場所は立山の上の方になります。カシミア橋を越えて、農免農道を植松の方へ上がっていった途中になります。

### ○議長

ほかに皆さんから、ありませんか。

### ○11番委員

すみません。あっせん委員になったのですが、当該農地の地図とか資料はないんですか。

### ○事務局

すみません。後でお渡しします。

### ○議長

ほかに無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いします。

### ○議長

続きまして、日程第9、議案第26号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。説明を求めます。

### ○事務局

日程第9、議案第26号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、利用権の設定です。9ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間、地目畑、14,439平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳については、10ページを、詳細については、11ページから14ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転について説明いたします。15ページをお開きください。

1段目です。移転時期は令和4年6月1日、地目田、面積1,249平米、畑、面積、8,032平米の合計面積9,281平米、所有権の移転をする者3人、受ける者3人です。

内訳については、16ページを、詳細については、17ページから23ページをご覧ください。

続きまして農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず、所有者から県の地域振興公社への利用権設定を説明します。24ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間、



地目畑、面積262平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間、地目田、8,917平米、畑、面積17,239平米の合計面積26,156平米、利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。

内訳については、25ページを、詳細については、26ページから30ページをご覧ください。

続きまして県の地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。31ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間、地目畑、面積262平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間、地目田、8,917平米、地目畑、17,239平米の合計面積、26,156平米、利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

内訳については32ページを、詳細については、33ページから37ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。それでは、担当委員の報告をお願いします。利用権設定 整理番号1について、9番委員をお願いします。

#### ○9番委員

9番です。整理番号1について報告します。5月21日朝7時、担当推進委員、借り人立会いのもと現地調査を行いました。

借り人は、住吉で精脱の会社を立ち上げて、農業を営む農地保有適格法人の方です。機械も技術力も十分で何も問題はないと思います。

申請地は、5年ぐらい前から耕作していたのですが、今回、改めて申請することにしたのだそうです。それで、既にサトウキビを植えてありました。きれいに手入れをして、すごいなと思うことでした。

貸し人ですが、これは湊地域の神社の畑でして、地域長に電話を入れて確認をとっております。

双方確認の結果、許可相当と考えます。どうぞよろしく願いたします。

#### ○議長

続きまして、利用権設定 整理番号2について、8番委員報告をお願いします。

#### ○8番委員

はい、8番委員です。整理番号2について報告をいたします。5月21日土曜日、担当推進委員と立会いのもと現地調査を行いました。

なお、借り人については、整理番号1と一緒にございます。

整理番号1で述べ申し述べたとおりであり、省かせていただきます。また、貸し人は、借り人の法人の共同経営者であるため、貸し人、借り人の双方合意については、間違いはないというふうに思っております。

現地にはサトウキビが植え付けられ、畑もきれいに管理されておりました。

本件について申請の通り間違いのないものであります。皆様のご審議よろしく

お願いします。

#### ○議長

ありがとうございました。続きまして、所有権移転 整理番号1については、私が担当ですので報告します。

#### ○4番委員

整理番号1について、譲渡人と譲受人は親子関係で、親から子へ贈与するものです。

譲受人は、畜産を主とする認定農業者で、技術力、農業機械等何ら問題もありません。

申請地は牧草と米が植えられておりました。

譲渡人には、電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

続きまして、所有権移転 整理番号2について、10番委員報告をお願いします。

#### ○10番委員

10番です。所有権移転 整理番号2について報告します。

5月24日、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。安城川脇にある整地された4反7畝の畑です。すでにキビが植え付けされておりました。

売買の経緯といたしまして、以前契約していた譲受人は夫婦が高齢で耕作できなくなった為、次の耕作者を探すため事務局への相談をしていました。そこに経営拡大のため農地を探していた譲受人の目に留まり、売買金額等双方納得の上、この度の申請となりました。

借り人は、農業技術、機械等問題ありません。

双方確認のもと許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

続きまして、所有権移転 整理番号3について、5番委員報告をお願いします。

#### ○5番委員

5番です。5月22日8時、譲受人と担当推進委員と私の3人で現地調査をしております。この土地は小牧野にありまして、譲受人の父の代よりも30年以上ずっと借りているということでした。

譲受人は小牧野在住の認定農家で、たばこと繁殖牛を営んでいます。今後はキビと牧草を作付けしたいとのことでした。

譲渡人は遠方であり高齢なため、娘さんと電話で話をしました。確認が取れています。以上です。

#### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。この件について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第26号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をします。原案のとおり承認することに賛成の

委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

**○議長**

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定しました。

**○議長**

続きまして日程第10、議案第27号「最適化活動の目標設定について」について」を議題といたします。議案説明を求めます。

**○事務局**

はい、議案第27号「最適化活動の目標設定について」を説明いたします。38から39ページをご覧ください。

この件については先月、提案したのですが、承認されませんでしたので県の農業会議と協議をいたしました。目標設定の数値は変えられないということで、先月と同じで挙げております。

ただ前回の定例総会において目標達成に向けた、活動を示すようにという御指摘でございましたので、39ページの下4行を追加いたしております。

目標に向けた取組についてということで、利用状況調査後に実施した農地利用意向調査の結果を地図に記入して、委員に渡しまして遊休農地解消に活動をしてもらうということです。貸す気がある農地については、借手を探していただき、これによって解消と集積につなげていくということになります。貸す気がない農地については、「非農地化」に向けて処理をしていくということになっていきます。現在、地図に意向調査の結果を記入しているところでございます。それをもとに遊休農地の解消と集積を行っていただきたいと思います。

地図に記入した分については、農地パトロール等を来月それ以降やる予定でございますので、そのときに説明を加えていきたいと思っております。

ただこの目標を設定して、県が公表をするということになっておるんですが、それをしないと今年度の交付金事業が採択されないということになります。6月に公表しないとイケませんので、今月で目標設定の承認をしていただかないとイケないということでございます。

ご理解をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明に対して質疑・意見はありませんか。

( 挙手なし )

**○議長**

無いようですので、議案第27号「最適化活動の目標設定について」の採決を行いたいと思っております。原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

**○議長**

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。  
以上をもちまして本日の議事は終了しました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

9 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

10 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印